

別記様式（第3条関係）

北海道教育委員会教育長告示第45号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和7年4月1日

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

（教育委員会所管分その9）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
北海道市町村立高等学校等就学支援事業 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づき、市町村立高等学校等の生徒に対して、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）を支給することにより、市町村立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村立高等学校等に在学する生徒のうち、法第4条の規定に基づき、就学支援金の支給を受ける資格を有することについて北海道教育委員会の認定を受けた者	法第6条の規定に基づき支給する就学支援金の額	10分の10以内	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局 高校教育課	教育長	
北海道市町村立高等学校等就学支援事業（学び直し支援金） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）第2条に規定する高等学校等の生徒のうち、法第3条第2項第2号に該当し、高等学校等就学支援金が支給できなくなった生徒に対して、その授業料に充てるために学び直し支援金を支給することにより、市町村立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村立高等学校等に在学する生徒で、北海道市町村立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成27年10月27日教育長決定）第3条に該当し、北海道教育委員会の認定を受けた者	法第6条の規定に基づき支給する就学支援金に相当する額	10分の10以内	教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式	教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局 高校教育課	教育長	

補助金を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>北海道市町村立高等学校等就学支援事業（事務費補助金）市町村立高等学校等の設置者（以下この項において「学校設置者」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）に関して行う事務の執行に要する費用に充てることにより、事務の円滑な実施に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>就学支援金に関する事務を行う学校設置者</p>	<p>就学支援金に関する事務の執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報酬（地方公務員法に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係るものに限る。）</li> <li>2 給料（会計年度任用職員に係るものに限る。）</li> <li>3 時間外勤務手当</li> <li>4 期末手当（会計年度任用職員に係るものに限る。）</li> <li>5 勤勉手当（会計年度任用職員に係るものに限る。）</li> <li>6 通勤手当（会計年度任用職員に係るものに限る。）</li> <li>7 共済費（報酬、給料に係る社会保険料。会計年度任用職員に係るものに限る。）</li> <li>8 旅費</li> <li>9 消耗品費</li> <li>10 印刷製本費</li> <li>11 通信運搬費</li> <li>12 保管料及び手数料</li> <li>13 委託料</li> <li>14 使用料及び賃借料</li> <li>15 その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として教育長が認める経費</li> </ol>	<p>10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>教育第2号様式 教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 別に指示する様式</p>	<p>教育第2号様式 教育第25号様式 教育第27号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 教育庁学校教育局           高校教育課</p>	<p>教育長</p>	